

全建事発第 099 号

平成 30 年 12 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

[公 印 省 略]

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省から本会に対し、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（平成 29 年 8 月 9 日付け国土建第 172 号）」を改正する旨の通知がありました。

この改正は、これまでの「技術者の継続的な技術研鑽の重要性」に加え、建設業の働き方改革を推進する観点から、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについて、所要の体制確保がなされている等の場合には、監理技術者等の専任に関する取扱いとして差し支えないとする旨が追加されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部 木下

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp